

支部ニュース

団東京

2009年12月 No. 433

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 葛飾ビラ配布弾圧事件最高裁不当判決報告と言論・表現の自由を求める
12・4日比谷集会の感想・・・・・・・・・・・・・・・・・・高石育子
- 憲法ミュージカル「ムツゴロウ・ラブソディ」大成功！
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小林善亮
- 鉄建公団訴訟最高裁あて署名と採用差別国労訴訟
東京地裁あて署名のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太
- 第3回若手学習会報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之
- 2009年度第3回若手学習会に参加して・・・・・・・・新62期司法修習生
- 事務所紹介「かたくり法律事務所」・・・・・・・・山本英司
- 新人紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・三枝 充
- 自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱
- 11月幹事会報告
- 日誌



言論・表現の自由と民主主義を守るため闘い続けなければならない

葛飾ビラ配布弾圧事件最高裁不当判決報告と言論・表現の自由を求める 12・4日比谷集会の感想

高石育子 第一法律事務所

1 判決期日指定の取消と11・30最高裁不当判決

2009年11月30日、最高裁判所第二小法廷（今井功裁判長、中川了滋、古田佑紀、竹内行夫裁判官）は、葛飾ビラ配布弾圧事件に対し、上告を棄却する不当判決を下した。これにより罰金5万円の刑罰を科した原判決が維持された。

本件は、2004年12月23日午後2時すぎ、荒川庸生氏が、葛飾区内のマンションのドアポストに日本共産党東京都議団・葛飾区議団が発行した議会報告等を投函する目的で、3階から7階の共用部分等に立ち入った行為が住居侵入罪に該当するとされた事案である。

第1審判決（2006年8月28日、東京地裁刑事第12部大島隆明裁判長）は、「共用部分への立入行為が刑事上の処罰の対象とすることについての社会通念は未だ確立しているとはいえず、結局、被告人の立入りについては正当な理由がないとはいえない。」「明確な立入禁止の表示がされていない本件マンションの管理者の意思に反する立入行為を被告人がしたとしても、これを「正当な理由」のない立入行為であると解することもできない。」などとして、無罪判決を言い渡した。

控訴審（2007年12月11日、東京高裁第6刑事部池田修裁判長）は、無罪判決を破棄し、罰金5万円の有罪判決を下した。

弁護団は、上告審において、上告趣意書の提出に続き、上告趣意補充書1ないし13を提出してきた。

ところが、上告趣意補充書8ないし13を提出した9月28日その日に、最高裁は、判決宣告日を10月19日に指定する決定をした。これに対し弁護団は、ただちに判決宣告期日指定の取消申立書を提出し、重大な憲法上の権利が問題となっている本件について大法廷に回付し弁論を開くよう要求した。

これを受けて、最高裁は、10月9日付けで、判決期日指定取消決定をした。最高裁が、一度指定した判決期日を取り消すのは極めて異例ということで弁護団も一縷の希望を感じながらも、単なる延期の可能性もあり、予断は許されないと思っていた。

最高裁は、11月6日、判決宣告日を11月30日と指定する通知をした。弁護団は、再度の判決宣告期日指定の取消申立書を提出したが、却下された。

11月30日の判決期日当日、我々が松井繁明主任弁護人は、数分にわたる簡潔かつ説得的な弁論を行った。裁判長からの制止はなかった。

判決は、弁護団が展開してきた様々な主張に対して、正面から応えようとしない、全くもって形式的かつずさんな不当判決と言わざるを得ないものであった。原判決の認定

した事実に立脚し、「マンションの構造及び管理状況，玄関ホール内の状況，上記はり紙の記載内容，立入りの目的などからみて，本件立入り行為が本件管理組合の意思に反するものであることは明らかであり，被告人もこれを認識していた」とし，住居侵入罪が成立するとした。そして，憲法の表現の自由との関係では，立川自衛隊官舎ビラ弾圧事件と全く同一の論理を展開した。つまり，表現の自由もその手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されず，本件は表現そのものを処罰するものではなく，表現の手段を処罰するにすぎず，本件立入りは管理組合の意思に反し，かつ私生活の平穏を侵害するものであるから，憲法に違反しない，というものである。本件行為が表現の自由の行使であることは認めるものの，結局，管理組合の管理権と私生活の平穏に絶対的優越を認め，後者を害する行為である以上有罪というにすぎない。結論先にありきの判決である。

弁護団は，本件の事情やビラ配布における実態など様々な事情を総合考慮すべきと主張してきたが，最高裁判決にはそういった判断が行われた形跡はひとかけらもない。最高裁が，本事件を判断するにあたって，本件の個別具体的事情考慮したことが判決書からはまったく読み取れないものであった。

また，軽犯罪法の「正当な理由」の判断との整合性についての記載もない（最高裁判所第1小法廷が2009年3月26日付の判決で，軽犯罪法違反事件の「正当な理由」について判断し有罪判決を破棄し，自ら無罪判決をした。先の判決期日取消は，軽犯罪法の「正当な理由」の解釈との整合性の判断を付け加えるためかもしれないとの憶測もあった。）。

荒川氏は，判決直後の守る会での報告集会において，不当判決に屈しないことを高らかに宣言した。すばらしい挨拶であった。

われわれ弁護団も，不当判決に対して直ちに抗議声明を出した。そして，個人通報制度の下で，本件が真っ先に国連へ人権救済の申し立てができるよう，日本政府の自由権規約の選択議定書批准に向けて運動を続けていくことを宣言した。

2 12・4日比谷集会

葛飾最高裁判決の4日後，言論・表現の自由を求める集会が日比谷公会堂で行われた。脚本家のジェームス三木氏（みなと・9条の会会長）が，表現の自由について，笑いも交えた講演を行った。

弾圧3事件の当事者である荒川氏，堀越氏，宇治橋氏からの訴えがあった。荒川氏は，ビラ配布は犯罪ではなく，今後もみなさんにビラを届けていきたいと決意表明をした。荒川さんの決意を聞いて，警察，検察が企んだとおりにはさせるまい，最高裁判決を持ってしても，我々には無力であり，決してへこたれることはないと実感することができた。とても心強い思いがした。参加者は千数百人という大規模なものとなり，みなパワーをもらったものと思う。集会は大成功を収めた。

我々は，言論・表現の自由と民主主義を守るため闘い続けなければならない。

憲法ミュージカル「ムツゴロウ・ラブソディ」大成功！

小林 善亮 三多摩法律事務所

1 はじめに

昨年5月、いわゆる「慰安婦」問題を取り上げた2008年作品「ロラ・マシン物語」の公演終了後、実行委員、制作陣、出演者、地域のサポーターの方で、何度も次をやるのかやらないのか話し合いがもたれた。その会議の中で、憲法にふれる機会の少ない、特に若い人たちに憲法について考えてもらうきっかけを提供するというこの企画の意義が確認され、2009年11月の公演を目指し取り組むこととなった。2007年の沖縄戦をテーマにした「キジムナー」から数え、3回目の取り組みとなる。今回は、多摩地域だけでなく、埼玉・飯能地域からも手が挙がり、「さんたま」を飛び出す新たな取り組みとなった。

2 ムツゴロウ・ラブソディ

2009年作品は、「ムツゴロウ・ラブソディ」と題し、諫早湾干拓事業を取り上げた。1997年の「ギロチン水門」の閉めきりや、有明海のノリの色落ちで全国的にも有名となったこの公共事業。無駄な公共事業と批判されながらも工事が止まらないことにより、何がもたらされたのか。日本有数の干潟、生物の宝庫であった環境の破壊だけではなく、そこで生活する人の経済基盤が破壊され、「賛成派」「反対派」に住民が分断され地域社会が破壊されていく（むしろ、補償金や補助金をちらつかせた行政によって分断されたと言ふべきであろう）。



「写真 新達也」

そして工事にかかる莫大なお金はゼネコンへと流れていく。「公共」の名の下に行われる国の事業によって個人の人権が破壊されていく様を、ムツゴロウや渡り鳥、貝などの動植物や、有明海の漁民の視点から描くことにより、憲法の個人の尊厳や公共の福祉の理念や、国民主権の理念について考えさせるミュージカルとなった。

3 憲法を体現する制作過程

出演するのは、過去2回と同様、一般公募で集まった市民である。5歳から79歳までの市民90名が、150時間以上の稽古を重ねた。お互いに初対面の出演者たちは初めはコミュニケーションもぎこちないが、稽古を重ねる中で、人となりやお互いの得意不得意が分かってくる。作品の全体像が見えてくるにつけ、自分だけが上手にできればそれではいいのではなく、出演者全員のアンサンブルで作品が出来ていることを出演者自身が感じてくる。そうすると、自然と歌やダンスのうまい出演者が他の人に教えたり、自分が早く踊

り出したいのを我慢して、立ち位置が分からなくなったお年寄りの背中をそっと押して立ち位置まで案内するといった光景が見られるようになった。毎年のことであるが、この出演者の一人ひとりが大切にされなければ作品が成立しないという、このミュージカルの創られ方そのものが「憲法的」であると実感できる。

これを感じた出演者たちは、作品に対する意識も高まってくる。出演者の中に「学習係」ができて、諫早の生き物や干拓事業、憲法について調べてきたり、「よみがえれ！有明訴訟」の弁護団や支援者を講師に招いた各公演地のプレ企画にも積極的に参加をした。合宿では九州・久留米から「よみがえれ！有明訴訟」弁護団長の馬奈木先生を講演に招いた。馬奈木先生は、かつての諫早干潟の豊かさと、水門閉めきり後魚が捕れなくなったことで漁民が塗炭の生活に追い込まれていることを詳細にお話し頂いた。講演の最後に「民主党政権になって状況は変わりましたか？」と尋ねた出演者に、馬奈木先生は「水門を開けるのは、政治家や行政や裁判所の権力ではなく、私たち国民の力なんです。国民の力が水門を開けさせるということに確信を持って取り組むことが大切です」と話された。この言葉は、出演者に国民主権の本当の意味を教えてくれた。

4 地域での取り組み

公演を成功させるため、地域の市民と協力しての公演への雰囲気作りも大切だった。各地でプレ企画や宣伝行動を行い、実行委員を少しずつ獲得して行きました。今年は特に、映画監督の山田洋次さんをお呼びして「寅さんと憲法」と題したプレ企画を行いました。前売り券300枚は完売し、満席の会場の中で、山田さんは、旧満州で育った自分の経験から、戦時中いかに日本人が中国人や朝鮮人を差別したか体感したこと、自分の作品でも「思わずほほえんでしまうような人間に対する暖かい視線」を大切にされていることを語られた。山田洋次監督は、この企画に対し、「この取り組みの成功がこの国の希望につながる」と応援メッセージをくれた。

地域では例年にもまして精力的に取り組みが行われていたが、チケット販売は伸び悩んだ。各会場、公演1週間前でまだ半分程度のチケットしか売れていない状況に、一時は「絶望的」と漏らす人もいた。しかし、最終版で、昭島、多摩、飯能、武蔵野、立川と続いていく公演を一つひとつ成功させるべく、出演者も実行委員も一緒になって取り組むことにより、結果的に6,380名の観客を迎え大成功を納めることが出来た（内訳は昭島市民会館940名、パルテノン多摩1040名、飯能市民会館1000名、武蔵野市民文化会館1100名、立川市民会館昼公演1400名、同夜公演900名である）。実行委員や出演者の区別無く、寸暇を惜しんで電話かけをしたり駅頭宣伝をしたりといった地道な活動が実を結び過去3回で最大の観客動員となった。会場には多くの若者や子ども連れが詰めかけ、アンケートでも、「報道だけでは知ることの出来ないことを考えることが出来た。」「住民の生活を守るのが国の仕事なのに、国っていったい何なんだと思った。」などの回答が寄せられ、このミュージカルのメッセージも伝わったように思う。

5 最後に

3年連続6000名以上の観客を集めたこのミュージカルが今後どういう方向に進むのか、まだ議論は始まっていない。しかし、個人的にはこの3年間にこの取り組みが生み出した成果と課題をここできちんと総括をしておく必要があると考えている。

このミュージカルが蒔く「憲法の種」の大きさは素晴らしい。同時に、この種に水を

やり育てるためには、この取り組みが今以上に地域に根付いていく必要がある。そのため
の知恵と力を広く求めるところからまた始めたい。その先にはきっとこの国の希望がある
と確信をしている。

鉄建公団訴訟最高裁あて署名と採用差別国 労訴訟東京地裁あて署名のお願い

萩尾 健太 渋谷共同法律事務所

1987年4月に、国鉄が「分割・民営化」され、現在のJR各社になりました。その
際、国鉄は「分割・民営化」に反対していた国労、全動労、動労千葉に所属する職員を差
別し、北海道・九州を中心として7628名がJRに採用されず、国鉄清算事業団に収容
されました。3年間の飼育殺しの後に、1047名が1990年4月に解雇されました。

しかし、昨年発覚した、JR東日本の大量の不正取水事件や、JR西日本の尼崎事故に
ついての調査委員会への不正工作を見ても、現在の新自由主義の走りとなった、儲け至上
の「分割・民営化」の誤りは明らかです。

解雇された組合員らは、闘争団を結成し、現在、鉄道運輸機構（国鉄清算事業管理部）
を相手に裁判で闘っています。私が担当する鉄建公団訴訟は、現在最高裁に係属していま
す。また、543名の最大数の原告を要する国労本部を中心とした採用差別国労訴訟も、
今年度中に東京地裁で判決が出されることになっています。

解雇された1047名のうち、すでに59名が無くなりました。「命あるうちに解決を」
が当事者の願いです。勝利判決を求める2つの署名に皆さんのご協力をよろしくお願いい
たします。

署名用紙は国鉄労働組合のホームページ（<http://www.kokuro.net/>）を開き、「今こそ！
政治の決断でJR不採用問題の解決を！」の欄をクリックすると、表示されますので、ダ
ウンロードできます。

また、11月27日の東京支部幹事会では、鳩山首相、前原国交大臣、長妻厚生労働大
臣あての下記の要請決議も採択して頂きました。どうもありがとうございました。

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

JR不採用問題の早期解決を求める要請決議

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご存知のように、国鉄の分割・民営化から23年が経過し、JRに不採用となり解雇さ
れた国鉄労働者1047人とその家族はあまりにも長く厳しい生活と闘いを強いられてき

ました。被解雇者は、アルバイトや物資販売で生計を立ててきましたが、人並みの生活には及ばない状態です。子供たちにも思うような教育も受けさせられず、就職にも影響しました。すでに国労闘争団員の平均年齢は56歳、全動労争議団の平均年齢は60歳になっています。退職年齢に達した者も多数出てきています。また、解決を見ずに亡くなった被解雇者は59名を数え、病床に伏せている闘争団員・争議団員も多数います。年老いた両親も解決を見ることなく亡くなっています。家族共々文字通り塗炭の苦しみにあえいでおり、この解決は一刻の猶予も許されない状況になっています。採用差別という不当労働行為が、鉄道職員としての「誇り」を奪いました。あらゆる場面で痛みを感じているのは常に弱者です。

この間 鉄建公団訴訟東京高裁控訴審で南裁判長が、解決に向けてソフトランディングを求め当事者間の裁判外の話し合いを提案しました。当時の冬柴国土交通大臣は、この提案について「お受けしてその努力はすべきだ」、金子国土交通大臣は、鉄建公団訴訟東京高裁控訴審結審日に「当事者それぞれがこの判決を真摯に受け止めて、誠心誠意、事に当たられることを期待いたします。」とコメントし、そして2009年3月25日の鉄建公団訴訟控訴審で東京高裁民事第17部は「不当労働行為」があったことを明確に認める等の判決を言い渡しました。その中で、南裁判長は「この判決を機に1047名問題が早期に解決されることを望みます」との異例のコメントを付け加えました。

またILO（国際労働機関）も、日本政府に対して「政治的・人道的見地の精神に立った話し合いを、全ての関係当事者との間で推進するよう勧める」と「勧告」しています。

さらに、内閣総理大臣・国土交通大臣・厚生労働大臣等に対するJR不採用事件の早期解決を求める地方議会の意見書は北海道議会・東京都議会・福岡県議会をはじめ、全国で826自治体、1220本を超える意見書が採択されています。

以上の現状を考慮していただき、解決に向けて特段のご尽力をお願いし、東京の弁護士で構成する自由法曹団東京支部として、下記事項について要請いたします。

記

- (1) 政府は、JR不採用問題の解決交渉テーブルを設置するように国土交通省に対して鉄道・運輸機構を指導するように働きかけてください。

2009年11月27日

自由法曹団東京支部幹事会

以上



2009年度第3回若手学習会報告

中川 勝之 事務局次長

2009年度第3回若手学習会が11月27日に開催されました。前日二回試験が終わったばかりの新62期修習生、当日修習が開始された新63期修習生、実務修習折り返し地点の現行63期修習生を含め、15名が参加しました。弁護士・修習生がそれぞれの立場で学んだ学習会だったと思います。以下、私個人の感想を含めた報告です。

1 「足利事件」は何を明らかにしたのか 東京合同法律事務所 泉澤章団員

最初に泉澤団員から足利事件についての学習会。私は事件についてはほとんど何も知らなかったのですが、概要から裁判の経過、誤判の構造までレジュメ記載事項はもちろん、話の内容についても非常に興味深く聞きました。実際の鑑定の記録も閲覧させてもらったのですが、「これで一致といえるの？」というようなDNA鑑定でした。公判でも自白をしていたという話があり、何故かと思ったのですが、検察官が別件で取調べをして自白するよう説得をしていたとのことでした。そして、現在、足利事件が他のDNA鑑定の事件に影響を及ぼすことを捜査機関側は大変恐れているとのことでした。

弁護人は科学的証拠に惑わされず事実を徹底追究すべきこと、自白についても常に疑問を投げかけておくことは頭で分かっているけれどもなかなか徹底できないものです。質疑応答では最初の接見で自白してくれてほしかった、公判前日になって自白を撤回し出して困った等、率直な体験も参加者から出されましたが、やはり冤罪は絶対に許されない、そのために弁護人は全力を尽くすべきということを再認識させられました。

2 弁護士1年目のいろいろ経験談 東京合同法律事務所 枝川充志団員

続いて枝川団員からの弁護士1年目の経験談。1年間ずっと走ってきたという枝川団員から、団本部改憲阻止対策本部での意見書作成・国会議員要請・マリオン前宣伝、团支部での街頭宣伝・相談会活動、堀越事件での尋問、ビルマ弁護団等の報告がありました。何事もやりながら勉強していく、専門分野の最先端のエキスパートが集う団の委員会にまずは顔を出してネットワークを広げるといった指摘は自分も実践しているつもりですが、枝川団員はもっと頑張っていると感心しました。ただ、最近は多忙とのこと。若手団員の皆さん、先は長いので無理をせず地道に活動をしていきましょう。

2009年度第3回若手学習会に参加して

新62期司法修習生

11月27日、新人弁護士・登録予定者対象の若手学習会が行われた。学習会では泉澤団員による『「足利事件」は何を明らかにしたのか』・枝川団員による「弁護士登録から一年を振り返って」という二つのテーマが取り上げられた。私は（順調にいけば半月後に）弁護士登録（予定）を控えた修習生として参加した。

「足利事件」をテーマにした学習会では誤判の原因である自白の強要とDNA鑑定神話による暴走を聞くことができた。自白強要による誤判は刑事弁護科目で学習したつもりであったが、現実には自白の強要による誤判が生じる過程を足利事件を通じて学ぶことができた。また科学的証拠に対する裁判所、検察、そして弁護人の無理解によって冤罪が生じてしまった反省と証拠を前にした弁護人の姿勢はどうあるべきかを泉澤団員は語った。

弁護士登録 1 年目の枝川団員からは、国際機関での職歴を生かした海賊対処法反対のアピール活動の経験が語られた。国際平和活動・国際人権問題にも自由法曹団が積極的に取り組んでいることを知った。

今回の学習会に参加して、自由法曹団の団員になり団活動に参加していけることを嬉しく思った。それは足利事件のような社会的な注目を浴びる冤罪事件に対して先輩団員が奮闘していることを知り、目標としている民衆のための弁護士の姿を見ることができたからである。また、登録 1 年目であっても懸命さがあれば先輩団員が活躍の場を与えてくれることを知ったからである。これからも若手学習会に参加していきたい。

以上

かたくり法律事務所のご紹介

山本 英司 かたくり法律事務所

まずは事務所名の由来から……。

「かたくり」は植物である。雑木林の中に群落を作り、春先にピンク色の小さな花を咲かせる。写真をご覧になったかたも多いのではないかと。西洋でスプリング・エフェメラル(Spring ephemeral「春の儚いもの」)と呼ばれる植物の一種で、落葉広葉樹林帯特有の植物である。



昔は東京近郊でもあちこちの雑木林で咲いていたそうであるが、最近、群落の数が大きく減っている。しかし、日野市内にもまだ小さな群落が残っている。この植物は雑木林（落葉広葉樹林）の中で、しかも林床に太陽の光が当たるところにしか生息できない。昔は雑木林が薪炭林として手入れがなされ、下草が刈られていたので、この人為的な営みによって生息環境が保たれていた。しかし、戦後の農業の「近代化」で雑木林が省みられなくなると、林床に下草が密生し、落葉樹林が照葉樹林に変化するに伴い、生息環境が失われていった。このように「かたくり」は、関東地方南部では、原生的な自然でもなく、人工的な環境でもなく、その中間の、人の営みと自然がほど良い関係を保っている場所にしか生育できない里山の象徴的な植物である。都市近郊ではこの群落を残すことが自然保護の象徴ともなっている。

昔、片栗粉はこの植物の根から作られていた。ユリ科の植物なので、地下に鱗茎を形成する。鱗茎は毎年更新されるため、地上に咲く花が華奢であるのに対して根は深く、どっしりしている。ここから取り出したでんぷんが片栗粉である。

と、「かたくり」の説明が長くなりましたが、意外と知られていないらしくて「かたこり」だとか「からくり」などと言われることが多いので気になっていました。この原稿を読ま

れた方はもう間違わないでしょう。

2005年4月に妻（哲子弁護士）と二人で、日野市内（中央線の豊田駅近く、立川から2つ目の駅です）にささやかな事務所を構えてから間もなく5年になろうとしています。それまで所属していた第一法律事務所と異なり、地方都市の個人事務所という雰囲気、都内の事務所とは異なる風情を楽しんでいます。

事務所が扱う事件は通常の市民事件で、特にこれといった特徴はありません。ただ豊田駅前に法律事務所は一軒なので、近所の人たちが電話帳を見て、あるいは事務所の看板を見て、紹介者もなしに飛び込んできます。受任できるかどうかは別にして、相談だけは必ず受けるように心がけています。市役所から紹介の後見や財産管理の案件も多いです。地域に密着した市民の駆け込み寺となっていると実感しています。法律事務所の多い都心部では余り経験できないことです。

これからも、かたくりのように地域にしっかり根を下ろして、種々雑多な市民事件を処理しながらも、かたくりが生きられるささやかな自然環境を守る活動も続けていけたらと思います。

新人紹介

三枝 充 旬報法律事務所

平成21年1月に事務所に入所して弁護士としてスタートを切ってから、もうすぐ1年が過ぎようとしている。

労働事件に取り組みたいと思って今の事務所の門を叩いたわけだが、実際、この1年間の仕事を振り返ると、仕事の6割以上が労働事件（労働側）であり、非常に楽しく仕事をさせてもらった。

もちろん楽しいことばかりではなかった。最初に担当した労働事件は、諸事情により、労働審判で解雇有効を前提とした調停案を受諾することになった。この時の悔しさは忘れられない。最初に担当した労働事件ということもあるのだろうが、訴訟戦略上、問題があったのではないかと思い悩み、その日はなかなか眠れなかった。ただ、依頼者にはそれなりに満足していただき、後日、依頼者と打ち上げを行い、文句を言いながら憂さを晴らせたのが唯一の救いであった。

このように苦いスタートとなったわけだが、しかし、だからといって仕事が辛いというわけではない。むしろ、その逆である。私は他職を経験してから弁護士になったが、「こんなに楽しい仕事があったのか！」と心の底から思う毎日である。あまりに楽しくて、仕事中毒にならないように自制するほどである。

2年目の目標としては、個別の事件処理に加えて、もう少し広く運動や人権活動に参加していきたいと思う。自由法曹団の諸先輩は、自分よりもはるかに多数の仕事を抱えているはずなのに、個別事件だけにとどまらず大局的な運動や人権活動に取り組んでおられ、その姿にはいつも感服させられる。

まだまだ先は長い、一年経とうとする今、あらためて自分が弁護士になった時の気持ちを思い起こし、一步一步前進していければと思う。

自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱

2010年の東京支部定期総会の実施要領をお知らせします。

2009年は、08年末からの「年越し派遣村」で幕を開け、7月には都議会議員選挙で民主党が躍進、8月には自公政権の倒壊と激動の年でした。

その中で東京支部は、3月の東京都安心安全条例の改悪を事実上阻止し、都民の表現の自由を確保しました。2016年オリンピック招致阻止に取り組み、総会の開催されるコペンハーゲンに代表団を派遣して現地での阻止宣伝活動を展開し、招致を阻止することができました。毎月実施した労働街頭相談活動でも数多くの人々の怒りと苦しみを受け止めることができました。第21回のソフトボール大会では、新たな「リーグ制」とルールの明確化、女性参加の推進に努力し、14チーム、200名以上の参加という規模で成功しました。

2010年の支部総会は、古来より湯治の地として有名な箱根湯本で開催し、2009年の労をねぎらい、かつ、2010年のたたかいを展望しようと思います。2010年は7月に参議院議員選挙を控えており、議員定数、憲法審査会など、政権が交代しても憲法改悪が推進される危険が高まっています。また貧困、労働問題でもワンストップデーなどと年末が見えてきてから実施する程度で、派遣法の抜本的改正などの根本的な対策が立てられる心配がありません。こうした情勢をふまえながら、支部総会を史上最大規模で成功させ、国民生活の改善によろうではありませんか。総会の要綱は下記の通りです。

われらが石原都知事は、オリンピック招致失敗にもめげずに続投し、挙句の果てに「2020年オリンピック招致など」と言い出しています。常に失敗の原因は他人のあるとし、自らを省みることのない都知事に早期退陣をせまるべく、東京支部独自の活動の構築も見据えてゆきたいと思います。

支部総会でみなさまとお会いできることを楽しみにしております。

2009年12月

自由法曹団東京支部 支部長 島田修一

実 施 要 綱

- 1 日時 2010年2月26日（金）午後1時15分
～27日（土）午後1時
- 2 場所 ホテルおかだ（箱根湯本駅からバスで5分）
電話 0460-85-6000
住所 〒250-0312 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋191

交通 新宿駅＝小田急ロマンスカー（１時間３０分）－箱根湯本駅－箱根温泉郷共
同マイクロバス（５分）－ホテルおかだ

3 参加費（宿泊料とも）１万７０００円（当日、現金で集金予定）

なお２次会費は別途集めます。

4 総会次第

第１日目 午後１時１５分～１時４５分

開会、議長選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続の説明

午後１時４５分～午後３時１５分

記念講演 「仮演題：２０１０年－平和の世界秩序を展望する」

講演者 川田忠明先生の紹介

プロフィール：

１９５９年生まれ。東京大学経済学部卒。２０年以上にわたって４０カ国以上を訪れ平和運動との交流を重ねる。０７年３月の外国軍事基地撤去国際大会（エクアドル）、０８年４月の世界平和大会（ベネズエラ）では、パネリストとして日本運動を紹介。０８年６月のＧ８サミット市民対抗行動（ドイツ）、０９年４月のＮＡＴＯ６０周年国際共同行動（フランス）では、基地問題の分科会でパネリストをつとめる。米兵の性犯罪、ジェンダーと軍事主義の問題についても発言。戦争と文化の関係も研究テーマとする。著書に『それぞれの「戦争論」－そこにいた人たち１９３７・南京－２００４イラク』（唯学書房、２００４）、”Neue Kriege in Sicht”（共著、Jenior Verlag、２００６）、『名作の戦争論』（新日本出版、２００８）など。現在、日本平和委員会常任理事、原水爆禁止協議会理事などを務める。日本平和学会会員。

午後３時１５分～３時３０分

質疑

午後３時４５分～４時１０分

議案提案、会計監査報告

午後４時１０分～５時３０分

討論

午後６時３０分～

懇親会

第２日目

午前９時～正午 討論

正午～午後１時 討論のまとめ、議案・予算・決算採択

特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返信下さい。

１月２０日を第１次の締め切りとしますので、よろしくお願いします。

◎ 特別報告集を作ります。どなたでもご寄稿できます。テーマはご自由です。字数もご自由です（１２００～１６００字で１頁の予定です）。

横書き。題名を必ず付けてください。締め切りは２０１０年１月２２日。

原稿は東京支部のメール（dantokyo@dream.com）に入れてください。

お問い合わせは支部事務局まで。

1 1 月度幹事会報告

2009年11月27日 午後2時から 自由法曹団事務所

【出席者】(12名)

【報告事項】

1 スポーツ大会

- ・ 天気に恵まれた、参加200名を超えてよかった。
- ・ 渋谷共同事務所9年ぶり出場、来年も引き続き参加。
- ・ 弁護士(団員)の参加が少ないチームが見受けられる
⇒ 参加を促すルールを設けることも検討する
- ・ 大田スタジアムの使用は好評

2 オリンピック招致問題

- ・ 科学者会議シンポ(12月幹事会で結果を報告)
- ・ コペンハーゲン訪問の活動報告書 支部総会までに特別報告集を作成
- ・ 今後、都政の問題として引き続き注視する。
都立小児病院の存続を求める都民の運動がある。都政全体の問題、民主党の公約でもあるので守らせていくことが必要。
- ・ カンパをいただいた皆さまありがとうございました。

3 労働街頭相談

- ・ 11月18日(水) 蒲田駅西口で実施
東京南部事務所を通じて、大田労連から宣伝車を借りられた。
ティッシュ1000個が30分ほどで配布終了
参加者 20名ほど(団員及び南部事務所事務局の方)

次回 渋谷駅西口(モヤイ像付近)

12月9日午後4時から6時 ティッシュは2000個用意する

以降 2010年1月22日 町田

3月10日 銀座

4 支部ホームページ進捗状況の確認

進捗はかばかしくない。担当者にさらなる督促の必要あり。

5 東京地評権利討論集会

2009年12月12日 10時から16時 ラパスホール
労働審判員も出席予定

集会終了後 東京支部で集会参加団員の懇親会を設定しますので是非ご参加を。

6 支部忘年会

次回幹事会終了後(12月17日) 団事務所周辺で開催

【討議事項】

1 団本部総会で提起された諸運動方針について

- ① 比例区削減に反対する必要がある。

シュミレーションによれば社民党、共産党は壊滅的になる。

比例区削減により、国会が国民の代表機関としての役割を果たさなくなるのではない
いか

諸団体とも反応が鈍い。団が声を上げなければ、声を上げる者がいない。

② 改憲手続法施行を前に凍結を訴える。

民主党はそもそも手続法の制定自体に反対していたわけではない。

廃止法案の提出を求めることには無理がある。廃止法案が憲法審査会で審査すること
を口実に憲法委員会が始動することにつながりかねない。

現在の状況をどれだけ続けさせるか。あわせてよりましな手続きにするための要求
をどう実現させていくかを検討する必要がある。

③ 普天間の早期無条件撤去

⇒ 来年の一番の課題は、参議院選挙を踏まえて、民主党が衆参の単独過半数を取った
ときにどう動くかである。

来年度の支部総会に、何をしていく必要があるか提案してもらいたい。今が運動の
しどころである。支部の皆さんの今いっそうの活動を。

2 国鉄分割民営化 JR不採用問題の早期解決を求める要請決議 幹事会で採択

3 支部総会

① 日時 2010年2月26日～27日

場所 箱根ホテルおかだ

② 基調講演 川田忠明氏（平和委員会）

核密約、非核三原則の徹底を求める運動、反核法律家協会を中心として活動してい
る弁護士、原爆症認定訴訟などで係わりのある弁護士を除けば、核の問題が身近な弁
護士は少ない。

最近の情勢を踏まえて、平和運動と核廃絶運動との連繫をはかる観点から話しをし
てもらう。今後、我々弁護士に何が出来るか。非核三原則を堅持する方向、持ち込み
を容認する方向、どうしていくか将来展望を含めた話しをしてもらう。

・ 川田さんと打ち合わせをして内容をつめる、タイトルもその際に決める。

③参加費 17000円

4 支部ニュース 4日締切、10日発送 原稿担当者は締切厳守



日誌 11月19日～12月17日

- 11月24日 自由法曹団「非正規黒書」編集会議
- 27日 自由法曹団司法委員会／支部幹事会
- 28日 自由法曹団常任幹事会／自由法曹団広報委員会
- 30日 自由法曹団国際問題委員会／自由法曹団国際・司法問題合同委員会
自由法曹団将来問題委員会
- 12月 2日 自由法曹団「非正規黒書書」編集会議
- 4日 支部事務局会議
- 5日 自由法曹団拡大司法委員会（裁判員裁判学習会）
- 8日 自由法曹団事務局会議／自由法曹団教育問題委員会／自由法曹団比例定数
削減反対会議
- 9日 自由法曹団市民問題委員会／大量解雇阻止対策会議

